

Certificate
Required for Export

近畿地域において

農畜水産物・食品の輸出の際に 求められる証明書一覧 (国・品目別)



(令和7年4月1日現在)

近畿農政局 経営・事業支援部

輸出に関する手続き・制度

(農林水産省輸出・国際局ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/index.html



<お知らせ>

令和7年4月1日以降、国が発行する輸出証明書には、申請1件あたり870円の発行手数料の納付が必要となりました。

※ 農林水産物・食品を輸出する際に、輸出先国の政府機関から求められる輸出証明書(輸出促進法第15条に基づき発行されるものをいう。)のうち、国が発行する輸出証明書については、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の発行手数料の納付を要することとされています。

詳しくは、農林水産省輸出・国際局ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/shoumei_charge.html

はじめに

農畜水産物・食品の輸出に際しては、相手国・地域の輸入規則・食品規則を満たすとともに、相手国・地域の求めに応じ公的機関が作成した検疫証明書、衛生証明書等、そして東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて諸外国・地域が実施した輸入規制強化に伴い、産地証明書、放射性物質検査証明書等を提出する必要があります。

品目ごと、国・地域ごとに異なる証明書の発行機関及び問合せ先を一覧にまとめましたので、近畿地域からの輸出を検討されている皆様の参考としてご利用ください。

○ 注意事項

- ・ 本冊子において、近畿地域とは、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県です。
- ・ 令和7年4月1日時点の情報を掲載しており、その後の協議等により条件が変更される場合があります。なお、放射性物質に係る各国・地域の輸入規制に関する最新の情報は以下のホームページを参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

- ・ 掲載した証明書に加え、輸出先当局から他の証明書等の提出が求められる場合があります。

利用方法

- ・ 品目ごと、国・地域ごとに必要となる証明書及びその概略を記載しています。
- ・ 右に問合せ先の分類を載せており、下に問合せ先を載せていますので、証明書の取得方法、規制内容など詳細に関しては問合せ先にご確認ください。

必要となる証明書及び
その概略を記載しています。

問合せ先は各ページの下
に記載しています。

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	植物検疫証明書は不要	—	①
	輸入停止(福島県の野菜・果物) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県 の野菜・果物)	近畿農政局	②
台湾	植物検疫証明書(精米、製茶は不要。リンゴ、ナシ、モモ、スモモは二国間合意に基づく検 疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の農産物全般) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県)※1	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	③ ④

主な輸出先国・地域を記載しています。



目次

1 農産物(製茶を含む)の輸出の際に求められる各種証明書	1
2 畜産物・畜産加工品の輸出の際に求められる各種証明書	2
3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書	3
4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書	4

(品目ごとの詳細な検疫条件、記載以外の国・地域、郵便物・携帯品等に関しては植物防疫所①に問い合わせください。)

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	植物検疫証明書は不要。	—	①
	輸入停止(福島県の野菜・果物) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県 の野菜・果物)	近畿農政局	②
台湾	植物検疫証明書(精米、製茶は不要。リンゴ、ナシ、モモ、スモモは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の農産物全般) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県)※1	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	③ ④
韓国	植物検疫証明書(製茶は不要。)	神戸植物防疫所	①
	一部県は品目により輸入停止。 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県) 産地証明書(13都県以外)	近畿農政局	②
	植物検疫証明書(精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。リンゴ、日本ナシは 中国政府の輸入許可証を取得する必要。)	神戸植物防疫所	①
中国	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新 潟県(精米のみ輸出可)) 産地証明書(10都県以外)※2	近畿農政局	②
	植物検疫証明書は不要。	—	①
シンガポール	植物検疫証明書は不要。	—	①
マレーシア	一部の品目は植物検疫証明書が必要(ウンシュウミカン、トウガラシ、ピーマン、精米、 玄米はマレーシア政府の輸入許可証を取得する必要。)	神戸植物防疫所	①
タイ	植物検疫証明書(ウンシュウミカン等のかんきつ、日本ナシ、モモ、サクランボ、ブドウ、リン ゴ、イチゴ、カキ、キウイフルーツ、ナス、メロン、スイカ、キュウリ、トマトは二国間合意に基づく検 疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	青果物の食品衛生に関する証明書(選別・梱包施設の認定が必要。) (ISO22000、JFS-C等食品安全に関する国際規格の認証書も可。)	近畿農政局、JFS規格の監査会 社、奈良県、和歌山県等	②
ベトナム	植物検疫証明書(リンゴ、日本ナシ、ウンシュウミカンは二国間合意に基づく検疫条件を満た す必要。)	神戸植物防疫所	①
インド	一部の品目は植物検疫証明書が必要(精米、玄米、モモ、サクランボ、タマネギ等は消毒 が必要。リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	NON-GM証明書(リンゴ、豆、チコリー、ササゲ、ナス、アマ、メロン、パイナップル、プラム、 米、ペニバナ、カボチャ、サトウキビ、ピーマン、トマト、小麦) ※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出によ り、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。	近畿農政局	②
フィリピン	植物検疫証明書(製茶は不要。米、リンゴ、ナシはフィリピン政府の輸入許可証を取得する必 要。イチゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
インドネシア	植物検疫証明書	神戸植物防疫所	①
	ロット毎の残留農薬等分析証明書(りんごを除く)	インドネシア当局により登録され ている検査機関※3	⑤
豪州	植物検疫証明書(製茶は不要。カキ、キウイフルーツ、日本ナシ、ブドウ、リンゴ、イチゴ、玄 米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
米国	米国政府の輸入許可証(キウイフルーツ、イチゴ、ミョウガ、タマネギ、ナガイモ、ワサビ)、 一部の品目は米国政府の輸入許可証及び植物検疫証明書(カキ、日本ナシ、ウンシュ ウミカン、リンゴ、メロンは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
EU	植物検疫証明書(米、製茶は不要。ウンシュウミカン等のかんきつ、サクランボ、リンゴ、 ナシ、トウガラシ、ピーマンは特別な検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①

インドネシア当局により登録されている検査機関 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/id_lab-13.pdf

1

2 畜産物・畜産加工品(※1)の輸出の際に求められる各種証明書

(現在、国内での豚熱や鳥インフルエンザ発生を受けて、一部の国・地域への豚肉、鶏肉や鶏卵の輸出ができません。(問合せ先①))

令和7年4月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(豚肉、鶏肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
	食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
	放射性物質検査証明書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)	近畿農政局	④
台湾	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県) ※3	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	④ ⑤ ⑥
韓国	輸出検疫証明書(鶏卵)【牛肉、豚肉、鶏肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(製造・加工等施設の認定が必要)(畜産加工品及び食肉・卵含有加工品)	近畿農政局	④
	放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県) 産地証明書(13都県以外)	近畿農政局	④
中国	輸出できません	—	①
シンガポール	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(鶏肉、鶏卵)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
	食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉、豚肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
マレーシア	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) ※4	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
タイ	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉)【鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉、豚肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
ベトナム	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉)【鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉、豚肉、鶏肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
フィリピン	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
インドネシア	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) ※4	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②
豪州	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
ニュージーランド	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
米国	輸出検疫証明書(牛肉、鶏卵)【豚肉、鶏肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)
EU	輸出検疫証明書(牛肉、鶏肉、鶏卵)【豚肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉、鶏肉、鶏卵)	地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等	②(③)

※1: 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及びその加工品のみ記載しています。それ以外の食肉、乳製品その他の畜産物について、検疫関係は動物検疫所(問合せ先①)に、衛生証明、放射性物質に係る輸入規制等については農林水産省(問合せ先②)又は近畿農政局(問合せ先④)にご確認ください。

※2: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※3: 台湾向け産地証明は輸出検疫証明書(問合せ先①)又は衛生証明書(問合せ先②(③))による代用も可。

※4: 国から認められたハラール認証機関によるハラール証明を受ける必要があります。

問合せ先一覧

- | | |
|--|---|
| ① 動物検疫所 神戸支所 検疫課【輸出検疫証明書】
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | Tel: 078-222-8990 |
| ② 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu shinsei.html | Tel: 03-3501-4079 |
| ③ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【と畜場等の認定制度(牛肉)】 | Tel: 06-4791-7312 |
| ④ 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課【放射性物質検査証明書等】
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html | Tel: 075-366-4053 |
| ⑤ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 | https://www5.cin.or.jp/ccilist/ |

3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和7年4月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	衛生証明書(モクズガニ) (10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)について、輸入禁止のため、発行停止)	京都・大阪・神戸商工会議所	①
	放射性物質検査証明書 (福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) (10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む)の輸入禁止のため、発行停止)	近畿農政局	②
台湾	衛生証明書(活を除く貝類)	近畿農政局	②
	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県)※2	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	⑦ ⑧
韓国	衛生証明書(冷凍魚類頭部等に限る。最終処理施設の認定が必要。)	近畿厚生局	① ④
	衛生証明書(冷凍魚類頭部等を除く。錦鯉及びその他の観賞用水産動物(金魚等)については別に定める取扱要領等によるものとする。)	韓国に登録された都道府県※4	③
	輸入停止(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) 放射性物質検査証明書(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県) 産地証明書(16都道府県以外)	近畿農政局 和歌山県(産地証明書)	②
	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定及び変更について停止) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	近畿厚生局、兵庫県、和歌山県、 和歌山市 ※1	① ④
中国	漁獲証明書(サケ類) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	水産庁	③
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県) (全面的で暫定的な輸入停止)	近畿農政局	②
	放射性物質検査証明書及び産地証明書(10都県以外) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)		
シンガポール	衛生証明書(有毒部位を除去したフグ(最終加工施設等の認定も必要。)、生きたカキ)	各地方自治体(※3)の保健所等	① ③
マレーシア	衛生証明書(エビ、カニ及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
インドネシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)	近畿農政局	②
タイ	GMP証明書(最終加工施設等の認定が必要)(ISO22000等食品安全に関する国際規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証、JFS-B規格適合証明書も可。)	近畿農政局、ISO等認証機関、 各地方自治体(※3)の保健所等	②
	輸出申告書、輸出許可書、原産地証明書のいずれか1枚(調製品除く)	税関、商工会議所	⑦
ベトナム	衛生証明書(最終加工施設等の認定が必要)	近畿農政局	②
インド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)	近畿農政局	②
カタール	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
ヨルダン	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
豪州	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要) (サケ科(非加熱)及びアユは輸出不可) 産地証明書(カキ)	(一財)日本食品検査 近畿農政局	⑤ ②
	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(加工品は国内加工に限る)	近畿農政局	②
	衛生証明書(第三国加工の水産食品)	農林水産省輸出・国際局	①
ニュージーランド	衛生証明書(二枚貝の輸出に際しては、EU向け施設認定が必要)	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	② (④)
	加工施設(関連施設含む)の認定が必要。	各地方自治体(※3)の保健所等 (一社)日本食品認定機構	⑥ (④)
	ウミガメの保護において問題ないことの証明書(エビ製品)	水産庁	③
メキシコ	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
ブラジル	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿厚生局	④
ロシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	(一財)日本食品検査	① ⑤
EU	衛生証明書(市場・漁船等及び加工・保管施設の認定が必要) (二枚貝等の輸出に際しては、EU向け生産海域としての指定等が必要)	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	② (④)
	漁獲証明書又は加工証明書	水産庁	③
ナイジェリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)	近畿農政局	②

※1: 地方自治体が発行機関として登録されていない地域については、近畿厚生局が発行。

※2: 台湾向け産地証明は衛生証明書(問合せ先①)による代用も可(対象品目に限る)。

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※4: 近畿農政局管内の韓国向け輸出水産動物衛生証明書発行機関は、大阪府環境農林水産部水産課、兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター及び同水産技術センター但馬水産技術センター、奈良県農林部農業水産振興課、和歌山県水産試験場。

問合せ先一覧

- | | |
|--|-------------------|
| ① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 03-3501-4079 |
| ② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【GMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html
【衛生証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 075-366-4053 |
| ③ 水産庁 漁政部 加工流通課【漁獲証明書等】
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html | Tel: 03-3501-1961 |
| ④ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書、米国・EUの認定制度】 | Tel: 06-4791-7312 |
| ⑤ (一財)日本食品検査 関西事業所【衛生証明書】 http://www.jffic.or.jp/ | Tel: 078-302-1043 |
| ⑥ (一社)日本食品認定機構【HACCP等の認定】 https://jfcc.or.jp/ | Tel: 03-5544-9810 |
| ⑦ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 https://www5.cin.or.jp/ccilist/ | |
| ⑧ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html | |

4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制		令和7年4月1日現在	
国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	衛生証明書(アイスクリーム類等)	各地方自治体(※1)の保健所等	③
	輸入禁止(10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む))	近畿農政局	①
台湾	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の酒類を除く食品全般) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県・酒類を除く) ※2・3	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	① ④ ⑤
韓国	放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県) ※2 産地証明書(13都県以外) ※2	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
中国	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県) (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の輸入を全面的に暫定的に停止) 産地証明書(10都県以外) ※2・4 (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の全面的で暫定的な輸入停止のため、水産物を含む食品に関する証明書の発行停止)	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
シンガポール・マレーシア	輸出証明書は不要。	—	①
インド	製造施設登録(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)	—	③
タイ	GMP証明書(最終加工施設の認定が必要)(ISO22000等食品安全に関する国際規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証、JFS-B規格適合証明書も可。) ※1	近畿農政局、ISO等認証機関、各地方自治体(※1)の保健所等	①
ベトナム・フィリピン	輸出証明書は不要。 ※2	—	①
インドネシア	輸出証明書は不要。 ※2	—	①
豪州	貯蔵年数証明書(ウイスキー、ブランデー及びビラム)	大阪国税局	②
米国・カナダ	輸出証明書は不要。	—	①
ブラジル	原産地証明書(清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢) 原産地証明書(酒類)	近畿農政局(清涼飲料水等) 大阪国税局(酒類)	① ②
ロシア	輸入停止(原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の輸入を全面的に暫定的に停止) 放射性物質検査証明書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都) ※2 (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の全面的で暫定的な輸入停止のため、水産物を含む食品に関する証明書の発行停止)	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
モロッコ	自由販売証明書	近畿農政局	①

※1: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。
※2: 植物を原材料とする品目は、加工の程度により植物検疫証明書(問合せ先⑥)が求められる場合があります。
※3: 台湾向け産地証明は農政局が発行する自由販売証明書による代用も可。
※4: 中国向けに輸出する場合、品目により食品の製造等を行った企業を中国政府に登録することが求められます(問合せ先⑦)。

問合せ先一覧

- ① 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

Tel: 075-366-4053

【放射性物質検査証明書等(酒類を除く)】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

【GMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

【自由販売証明書】 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/jiyuhanbai-hakkoushinsei.html>
- ② 大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係【輸出酒類に係る証明書】

Tel: 06-6941-5331

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm>
- ③ 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書】

Tel: 03-6744-7185

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#hongkong_icecream
- ④ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/>
- ⑤ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html
- ⑥ 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】

Tel: 078-331-2384
- ⑦ (一財)新日本検定協会 食品営業グループ部【中国向け輸出食品の製造等企業登録】

Tel: 045-534-7392

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei1.html>

○ 近畿地域の農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口

近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
<https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/index.html>



各国の食品・添加物等の規格基準(世界各国の食品等に係る法規、規格及び規制に関する情報をとりまとめています。)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/index.html>
日本からの輸出に関する制度(各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができます。)
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide.html>